

## 台風時における保育の取扱いについて

みだしのことについて、台風接近時等における保育の対応につきましては、下記のとおりいたします。お子さまの安全確保のため、ご協力くださいますようお願いいたします。

### 記

#### ◎休園にするかどうかの判断の規準：暴風警報

#### 台風が接近してくる場合

(1) 朝から「暴風警報」が発令されている場合は、臨時休園となります。

①登園時刻3時間前(午前5時15分)に暴風域に入ることが予想される場合や、「暴風警報」が発令された場合は、休園とします。テレビやラジオ等の報道でご確認ください。

②「暴風警報」は台風の暴風域に入っていなくても出されることが多いようです。

また、暴風域を抜けても、すぐには解除にならないこともあります。

(2) 午前中に暴風域に入ることが予想される(「暴風警報」の発令が見込まれる)場合には休園とします。

(3) 登園後も、3時間以内に暴風域に入ることが予想される場合や、「暴風警報」が発令された場合には休園とします。

・お子さまのお迎えをお願いします。

#### 台風が遠ざかっていく場合

(1) 登園時刻3時間前(午前5時15分)までに暴風警報が解除になった場合

・通常通りの保育です。

(2) 午前5時16分から午前9時30分以前に、暴風警報が解除となった場合

・午前11時から開園いたします。

※月、金 →11時～12時15分(預かり保育は弁当持参・ケータリングはありません)

※火、水、木→11時～14時(全員弁当持参・預かり保育は通常通りあります)

(3) 午前9時30分から11時59分までに、暴風警報が解除となった場合

・午後2時より開園いたします。(預かり保育のみとなります)

(4) 12時以降の、暴風警報が解除となった場合

・休園です。(預かり保育はありません)

※ 暴風警報発令中(休園中)は外出したり、外で遊んだりしないよう、安全について特段のご配慮をお願いします。